

利用者負担（保育料）の設定について

1 現 状：佐世保市における利用者負担（保育料）設定の考え方

《保育所》

- ・保育サービス利用者に対する経済的支援施策として、国の定める保育料（基準額）から独自の軽減を行っている
⇒ 国の定める保育料（基準額）から1割軽減し、さらに上限額を設定し、保育料をおさえている

《幼稚園》

- ・国の制度である所得に応じた幼稚園就園奨励制度に加えて、市の単独制度として独自の就園奨励費制度を設けている
⇒ 利用者の所得に関わらず、月額 4,000 円の就園奨励費を支給

c.f 現行保育料の国基準額との比較(円)(D3階層以降は特)

	3歳未満		3歳以上	
階層	国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市
D3	44,500	33,500	41,500	30,200
D4	44,500	40,000	41,500	36,800
D5	61,000		58,000	
D6	80,000		77,000	
D7	104,000	52,000	101,000	

2 課 題：新制度に向けた課題の整理

- ① 利用者負担（保育料）について、現行制度から新制度への円滑な移行
- ② ①を踏まえて、現行制度の課題（保育料上限額の設定のあり方）について整理する必要性
- ③ 新制度における3歳以上児について、1号認定（教育標準時間）と2号認定（保育標準時間・保育短時間）の利用者負担の公平性
- ④ 2号認定及び3号認定における保育標準時間と保育短時間の適用

4時間程度

11時間

8時間

3 方向性：佐世保市における利用者負担の考え方（案）

《基本的な考え方案》

- ① 現行制度（保育料軽減施策）からの円滑な移行ができるよう大幅な変更は行わない
- ② ただし、新制度における応能負担の考え方を踏まえ、現行制度の課題（上限額）について一定の見直しを行う
- ③ 1号認定（教育標準時間）の利用者負担については、2号認定との公平性（応益負担）について考慮する
- ④ 2号認定及び3号認定における保育標準時間と保育短時間の適用については、保育時間のあり方に利用者負担を合わせる

c.f 3つの認定区分

	年齢	要件	利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望、保育の必要なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育標準時間または保育短時間認定)		保育を必要とし、保育所等での保育希望	保育所、認定こども園
3号認定 (保育標準時間または保育短時間認定)	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

*子ども・子育て支援法第19条第1項第1号～3号に規定あり

4 参 考：保育料軽減施策に係る市の財政への影響について

- ・保育料を月額 100 円増減すると…

利用者1人あたり 年額 1,200 円増減となり、1～3号認定全体では、年額約 10,000,000 円の影響がある

国の示す階層イメージ

教育標準時間認定

階層区分	推定年収
① 生活保護世帯	
② 所得割非課税世帯	～270万円
③ 所得割課税額 77,100円以下	～360万円
④ 所得割課税額 211,200円以下	～680万円
⑤ 所得割課税額 211,201円以上	680万円～

佐世保市の階層イメージ

両者を統合した階層

幼稚園在籍児童 の内訳（25実績）	階層	階層区分	推定年収	保育所入所児童 の内訳（25実績）
0.05%	A	生活保護世帯		1.48%
11.60%	B2	◆B1のうち 母子世帯等		9.76%
	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	～260万円	7.52%
	B	所得割非課税世帯	～270万円	
17.27%	C2	◆C1のうち 母子世帯等		2.63%
	C1	所得割課税額 48,600円以下	～330万円	11.08%
	C	所得割課税額 77,100円以下	～360万円	7.28%
54.90%	D1	所得割課税額 96,999円以下	～470万円	18.38%
	D2	所得割課税額 168,999円以下	～640万円	14.54%
	D3	所得割課税額 211,200円以下	～680万円	10.10%
16.18%	D4	所得割課税額 300,999円以下	～930万円	15.90%
	D5	所得割課税額 396,999円以下	～1,130万円	0.79%
	D6	所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～	0.55%

国の示す階層イメージ

保育認定

階層区分	推定年収	
生活保護世帯		①
市町村民税非課税世帯	～260万円	②
所得割課税額 48,600円以下	～330万円	③
所得割課税額 96,999円以下	～470万円	④
所得割課税額 168,999円以下	～640万円	⑤
所得割課税額 300,999円以下	～930万円	⑥
所得割課税額 396,999円以下	～1,130万円	⑦
所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～	⑧

①基本階層はA～D6の9階層設計

②B及びC階層に追加条件を設定

B階層については、階層条件（所得割＝0）を満たした上で条件1（均等割＝0）を満たすとB1

B1階層について、階層条件（母子等世帯）を満たすとB2となる。

C階層については、階層条件（所得割≦77,100）を満たした上で条件1（所得割＝48,600）を満たすとC1

C2階層について、さらに階層条件（母子世帯等）を満たすとC2となる。

③2子目保育料は、1子目保育料の1/2

④3子目保育料は無料

◆は、現行の保育料の階層において、国が特例的に認めている階層
⇒新制度でも継続することが想定される